

裾野駅西地区まちづくりニュース

編集・発行：裾野市産業建設部区画整理室 裾野駅西地区整備事務所 〒410-1118 裾野市佐野1068番地の2
Tel. 055-994-1274 FAX055-994-1279 http://www.city.susono.shizuoka.jp/ E-mail shigaichi@city.susono.shizuoka.jp

「第二回仮換地指定」について裾野駅西地区画整理審議会の同意を得ました。

第20回裾野駅西地区画整理審議会を平成20年6月9日に市役所にて開催し、「第二回仮換地指定」についての同意」を審議会に求めました。

◎第二回仮換地指定について
同意を得ました

仮換地指定箇所、面積、減歩率等について審議会に意見を求めました。
その結果、原案通り全員同意との審議会の答申を受けました。



◎仮換地指定通知について

【仮換地指定通知の送付】
第二回仮換地指定の対象地権者の方に対し、「仮換地指定通知」を6月下旬に配達証明郵便にて送付する予定です。

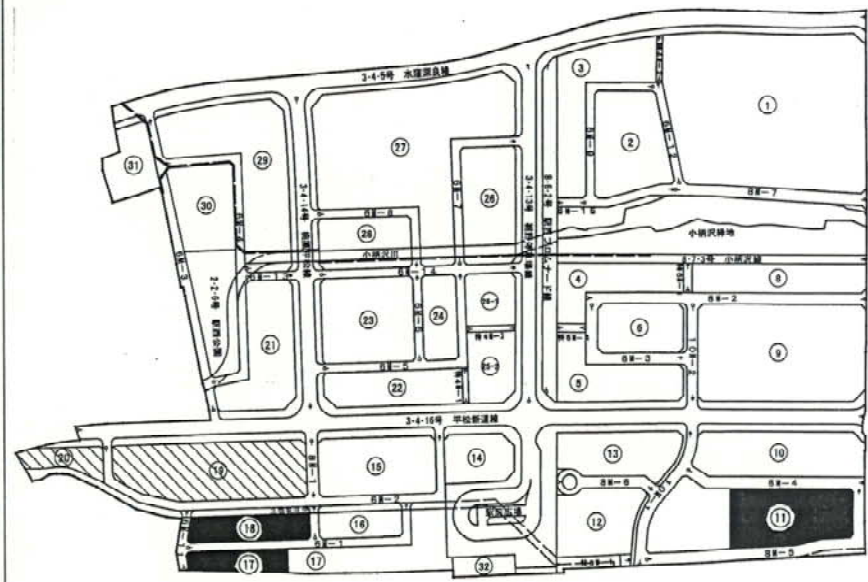
【移転等の時期】
仮換地指定通知には「仮換

地の指定の効力発生の日」から従前の宅地の使用を停止する旨が記載されていますが、施行者（裾野市）から具体的に移転の時期等の説明や移転通知照会があるまでは、従前の宅地の使用を継続していただきます。

【受領拒否や居所不明の場合】
土地区画整理法第33条第1項の規定により「書類の送付に代わる公告の手続き（以下「公示送達」）」を行います。開封後に返送された場合は権利者がその内容を知り得たと解し公示送達は行いません。

【通知に不服があるときの手続き】
通知について不服があるときは、仮換地指定通知書を受け取った日の翌日から起算し

《 仮換地指定箇所 》



て60日以内に静岡県知事に審査請求することができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

受け取った日（その他、審査請求をした場合においては、裁判があったことを知った日）から6箇月以内に裾野市を被告として取消訴訟を提起することができます。

審議会委員選挙特集号 第3号

土地区画整理審議会委員選挙

選挙人名簿を縦覧します

6月24日から7月7日まで

市では、選挙公告から20日を経過した6月3日を基準日として、審議会委員の選挙人名簿を作成しています。名簿には、基準日時点で法務局に登録されている土地所有者と借地権者、基準日までに市に申告を済ませた未登記の借地権者の住所・氏名・性別そして、生年月日が、また法人の場合には、その名称と主たる事務所の所在地が記載されることとなります。

この名簿は、土地区画整理法施行令第21条の規定により、2週間公衆の縦覧に供することになります。

選挙人名簿を縦覧します

（土日も含みます）
午前8時30分から
午後5時15分まで

裾野市役所
区画整理室



なお、質問等がありましたら、縦覧会場に市職員がおりますので、お気軽にお尋ねください。

名簿に記載漏れや誤りがある場合には申出ができます。

名簿作成基準日現在の土地所有者または借地権者で選挙権を有する方は、縦覧に供された選挙人名簿に記載漏れまたは誤りがある場合には、縦覧期間内に、文書で異議を申し出ることができます。

市では、この申出が正当であるか否かを2週間以内に判断し、正当であると判断した場合には、名簿を修正し、申出人・関係人にその旨を通知し、これを公告することになります。

2名以上で土地を所有している方は、申告が必要となります。

審議会委員の選挙権及び被選挙権は土地を2名以上で所有している場合、その共有者すべてに権利が認められているも

ではありません。

このため、共有で土地を所有している方は、その共有者の中で代表者を選任し市に届け出る必要があります。

なお、被選挙権を行使する場合は縦覧の満了日までに、選挙権を行使する場合は縦覧の満了日（8月17日）までに代表者の届出を済ませる必要があります。

土地の所有者（共有者）が既に亡くなっているが、相続登記が済んでいない場合は、縦覧期間満了日までに、相続人が相続を証する届出が必要です。

選挙人名簿には、登記されている土地所有者の氏名等が記載されます。相続が済んでいない場合、この土地所有者の相続人の中から代表者を選任し、縦覧の満了日（7月7日）までに市に届け出れば、その代表者は選挙権あるいは被選挙権を行使することができます。

【審議会選挙の作業手順】

